

投資信託規定（お取引約款）の新旧対照表 （2019年5月7日改定）

■投資信託総合取引規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>6 取引開始の手続</p> <p>(1) 新たにこの取引をしようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、この取引に係る本人名義の総合口座取引規定の適用のある通常貯金の通帳（以下「通帳」といいます。）を添えて取引営業所等に提出してください。<u>その際、当行は法令に定める取引時確認等の確認を行います。また、取引開始後も、この取引にあたり、当行は法令に定める取引時確認等の確認を行う場合があります。</u></p> <p>(2) この取引の開始の申込みは、前項に定めるほか、当行所定のメールオーダー用の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、当行所定の書類を添付して当行所定の事務センターに郵送することにより行うことができます。<u>その際、当行は法令に定める取引時確認等の確認を行います。また、取引開始後も、この取引にあたり、当行は法令に定める取引時確認等の確認を行う場合があります。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3) 前2項</u>の当行所定の書類に記入された氏名、住所、口座等をもって、この取引の氏名、住所、決済口座等とします。</p> <p><u>(4)</u> 当行が第1項<u>又は</u>第2項の申込みをしたお客さまとこの取引を行うことについて承諾したときは、投資信託口座及び投資信託受益権振替決済口座管理規定第1条（規定の適用範囲）第1項に定める振替決済口座（第14条及び第15条において「振替決済口座」といいます。）を開設します。</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p>	<p>6 取引開始の手続</p> <p>(1) 新たにこの取引をしようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、この取引に係る本人名義の総合口座取引規定の適用のある通常貯金の通帳（以下「通帳」といいます。）を添えて取引営業所等に提出してください。</p> <p>(2) この取引の開始の申込みは、前項に定めるほか、当行所定のメールオーダー用の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、当行所定の書類を添付して当行所定の事務センターに郵送することにより行うことができます。</p> <p><u>(3) この取引の開始の申込みは、前2項に定めるほか、当行が認めた場合は、当行所定のインターネット接続端末を用いた方法により行うことができます。この場合、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、インターネット接続端末の画面の操作手順に従って、必要事項を入力の上送信してください。</u></p> <p><u>(4) 前3項による申込みの際、当行は法令に定める取引時確認等の確認を行います。また、取引開始後も、この取引にあたり、当行は法令に定める取引時確認等の確認を行う場合があります。</u></p> <p><u>(5) 第1項から第3項までの</u>当行所定の書類に記入<u>又は画面に入力</u>された氏名、住所、口座等をもって、この取引の氏名、住所、決済口座等とします。</p> <p><u>(6)</u> 当行が第1項、第2項<u>又は第3項</u>の申込みをしたお客さまとこの取引を行うことについて承諾したときは、投資信託口座及び投資信託受益権振替決済口座管理規定第1条（規定の適用範囲）第1項に定める振替決済口座（第14条及び第15条において「振替決済口座」といいます。）を開設します。</p> <p><u>(7)</u> (同左)</p> <p><u>(8)</u> (同左)</p>
<p>8 決済口座の取扱い</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 決済口座を変更する場合には、当行所定の届書に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、新たに決済口座として指定する通帳を添えて取引営業所等に提出してください。</u></p>	<p>8 決済口座の取扱い</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p><u>(削除)</u></p>
<p>12 買取り</p> <p>(1) 取扱商品の買取りの申込みをしようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳を添えて取引営業所等に提出してください。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>12 買取り</p> <p>(1) 取扱商品の買取りの申込みをしようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳を添えて取引営業所等に提出してください。</p> <p><u>なお、1日当たりの買取回数の上限は、当行が定めるところによります。</u></p> <p>(2)～(4) (同左)</p>
<p><u>17</u> 免責事項</p> <p>(略)</p>	<p><u>17</u> 手数料</p> <p><u>(1) 当行は、投資信託口座の残高証明書の発行その他当行所定の取扱いに係る当行所定の手数料をいただくことがあります。</u></p> <p><u>(2) 前項の手数料は、当行所定の方法によりいただきます。なお、解約代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。</u></p>
<p><u>18</u> 取引営業所等の変更</p> <p>(略)</p>	<p><u>18</u> 免責事項</p> <p>(同左)</p>
<p><u>19</u> 届出事項の変更</p> <p>(略)</p>	<p><u>19</u> 取引営業所等の変更</p> <p>(同左)</p>
<p><u>19</u> 届出事項の変更</p> <p>(略)</p>	<p><u>20</u> 届出事項の変更</p> <p>(同左)</p>

**投資信託規定（お取引約款）の新旧対照表
（2019年5月7日改定）**

改定前	改定後
20 成年後見人等の届出 (略)	21 成年後見人等の届出 (同左)
21 非常時における投資信託の利用制限 (略)	22 非常時における投資信託の利用制限 (同左)
22 規定の適用 この取引には、この規定のほか、「総合口座取引規定」及び「ゆうちょダイレクト規定」が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。	23 規定の適用 この取引には、この規定のほか、「総合口座取引規定」が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。
23 規定の改定 (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を <u>営業所等の窓口等</u> に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2) (略)	24 規定の改定 (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を <u>当行所定のホームページ</u> に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 <u>また、法令の定めによりこの規定を変更できる場合には、当該法令に定める手続による変更も可能なものとします。</u> (2) (同左)
附 則 (実施期日) 1 この改正規定は、平成25年9月2日から実施します。 (経過措置) 2 第14条第3項は、平成25年5月2日以前の購入の申込み時に第14条第1項の受取方法を設定している場合には、適用されません。 附 則 (実施期日) この改正規定は、平成29年10月1日から実施します。	附 則 (実施期日) 1 この改正規定は、平成25年9月2日から実施します。 (経過措置) 2 第14条第4項は、平成25年5月2日以前の購入の申込み時に第14条第1項の受取方法を <u>決済口座に入金する方法</u> に設定している場合には、適用されません。 附 則 (実施期日) この改正規定は、2019年5月7日から実施します。

■投資信託受益権振替決済口座管理規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
3 振替決済口座の開設 (1) 振替決済口座を開設しようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第1項に定める通帳をいいます。）を添えて取引営業所等（投資信託総合取引規定第3条（取引営業所等）に定める取引営業所等をいいます。以下同じとします。）に提出してください。 <u>その際、当行は法令に定める取引時確認等の確認を行います。また、振替決済口座の開設後も、当該口座に係る取扱いにあたり、当行は法令に定める取引時確認等の確認を行う場合があります。</u> (2) 振替決済口座の開設の申込みは、前項に定めるほか、当行所定のメールオーダー用の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、当行所定の書類を添付して当行所定の事務センターに郵送することにより行うことができます。 <u>その際、当行は法令に定める取引時確認等の確認を行います。また、振替決済口座の開設後も、当該口座に係る取扱いにあたり、当行は法令に定める取引時確認等の確認を行う場合があります。</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>	3 振替決済口座の開設 (1) 振替決済口座を開設しようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第1項に定める通帳をいいます。）を添えて取引営業所等（投資信託総合取引規定第3条（取引営業所等）に定める取引営業所等をいいます。以下同じとします。）に提出してください。 (2) 振替決済口座の開設の申込みは、前項に定めるほか、当行所定のメールオーダー用の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、当行所定の書類を添付して当行所定の事務センターに郵送することにより行うことができます。 <u>(3) 振替決済口座の開設の申込みは、前2項に定めるほか、当行が認めた場合は、当行所定のインターネット接続端末を用いた方法により行うことができます。この場合、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、インターネット接続端末の画面の操作手順に従って、必要事項を入力の上送信してください。</u> <u>(4) 前3項による申込みの際、当行は法令に定める取引時確認等の確認を行います。また、振替決済口座の開設後も、当該口座に係る取扱いにあたり、当行は法令に定める取引時確認等の確認を行う場合があります。</u>

**投資信託規定（お取引約款）の新旧対照表
（2019年5月7日改定）**

改定前	改定後
<p>(3) 当行が前2項の申込みをしたお客さまの振替決済口座を開設することについて承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、その旨をお客さまに通知します。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(5) 当行が第1項から第3項までの申込みをしたお客さまの振替決済口座を開設することについて承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、その旨をお客さまに通知します。</p> <p>(6) (同左)</p>
<p>7 他の口座管理機関への振替 (1)~(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>7 他の口座管理機関への振替 (1)~(2) (同左)</p> <p><u>(3) 前項の場合には、当行所定の方法により、当行所定の手数料をいただくことがあります。</u></p>
<p>13 振替決済口座管理料</p> <p>(1) 当行は、振替決済口座を開設したときは、その開設時及び振替決済口座開設後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。</p> <p>(2) 当行は、前項の場合、解約金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金の支払がないときは、投資信託受益権の償還金、解約金、収益の分配金の支払の請求には応じないことがあります。</p>	<p>13 振替決済口座管理料</p> <p>(1) 当行は、振替決済口座を開設したときは、その開設時及び振替決済口座開設後1年を経過するごとに所定の手数料をいただくことがあります。</p> <p>(2) 当行は、前項の場合、解約金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、手数料の支払がないときは、投資信託受益権の償還金、解約金、収益の分配金の支払の請求には応じないことがあります。</p>
<p>20 規定の改定</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を営業所等の窓口等に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>20 規定の改定</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を当行所定のホームページに掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。<u>また、法令の定めによりこの規定を変更できる場合には、当該法令に定める手続による変更も可能なものとします。</u></p> <p>(2) (同左)</p>
<p>附 則 (実施期日)</p> <p>この改正規定は、平成29年1月4日から実施します。</p>	<p>附 則 (実施期日)</p> <p>この改正規定は、2019年5月7日から実施します。</p>

■投資信託収益分配金再投資規定

(下線の部分は改定箇所)

改定前	改定後
<p>2 申込み</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項の申込みがあったときは、振替決済口座（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第4項に定める振替決済口座をいいます。）に記載又は記録されている投資信託受益権（当該申込みに係るものに限ります。）の収益分配金をお客さまに代わって受領のうえ、その全額から税金を差し引いた金銭をもって遅滞なく当該投資信託受益権に係る投資信託の購入を行います。この場合、販売手数料はかかりません。</p> <p>(3)~(4) (略)</p>	<p>2 申込み</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 前項の申込みがあったときは、振替決済口座（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第6項に定める振替決済口座をいいます。）に記載又は記録されている投資信託受益権（当該申込みに係るものに限ります。）の収益分配金をお客さまに代わって受領のうえ、その全額から税金を差し引いた金銭をもって遅滞なく当該投資信託受益権に係る投資信託の購入を行います。この場合、販売手数料はかかりません。</p> <p>(3)~(4) (同左)</p>
<p>4 免責事項</p> <p>次の事由により生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社（第5号において「当行等」といいます。）は責任を負いません。</p> <p>① (略)</p> <p>② 前号の事由により、決済口座（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第3項に定める決済口座をいいます。以下同じとします。）への入金が遅延したとき。</p> <p>③~⑤ (略)</p>	<p>4 免責事項</p> <p>次の事由により生じた損害については、当行及び日本郵便株式会社（第5号において「当行等」といいます。）は責任を負いません。</p> <p>① (同左)</p> <p>② 前号の事由により、決済口座（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第5項に定める決済口座をいいます。以下同じとします。）への入金が遅延したとき。</p> <p>③~⑤ (同左)</p>
<p>6 規定の改定</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を当行所定の営業所及び当行所定の方法により公表した郵便局の窓口等に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>6 規定の改定</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を当行所定のホームページに掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。<u>また、法令の定めによりこの規定を変更できる場合には、当該法令に定める手続による変更も可能なものとします。</u></p> <p>(2) (同左)</p> <p><u>附 則</u> <u>(実施期日)</u></p>

投資信託規定（お取引約款）の新旧対照表 （2019年5月7日改定）

改定前	改定後
	<u>この改正規定は、2019年5月7日から実施します。</u>
（下線の部分は改定箇所）	
改定前	改定後
<p>2 申込み</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項の申込みがあったときは、引落日（当行所定の書類に記入された買付けに係る引落日をいいます。以下同じとします。）に指定振替金額（当該当行所定の書類に記入された買付けに係る申込金額をいいます。以下同じとします。）を決済口座（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第3項に定める決済口座をいいます。以下同じとします。）から払い戻し、指定振替金額から手数料その他の諸経費を差し引いた残額により指定された取扱商品を引落日の翌営業日（取扱商品の目論見書において購入申込不可日とされている日に当たる場合は、購入申込不可日の翌営業日以降最初に到来する購入可能日）に自動的に購入します。ただし、前項の申込みがあった日以降最初に到来する引落日は、当該申込みがあった日から起算して4営業日を経過した日以降の日とします。この場合、通常貯金規定にかかわらず、払戻請求書及び通帳の提出は不要とします。</p> <p>(3)~(4) (略)</p>	<p>2 申込み</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 前項の申込みがあったときは、買付申込日（申込みの際に当行所定の書類に記入された買付日をいいます。以下同じとします。）の前営業日に指定振替金額（当該当行所定の書類に記入された買付けに係る申込金額をいいます。以下同じとします。）を決済口座（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第5項に定める決済口座をいいます。以下同じとします。）から払い戻し、指定振替金額から手数料その他の諸経費を差し引いた残額により指定された取扱商品を買付申込日（取扱商品の目論見書において購入申込不可日とされている日に当たる場合は、購入申込不可日の翌営業日以降最初に到来する購入可能日）に自動的に購入します。ただし、前項の申込みがあった日以降最初に到来する買付申込日は、当該申込みがあった日から起算して4営業日を経過した日以降の日とします。この場合、通常貯金規定にかかわらず、払戻請求書及び通帳の提出は不要とします。</p> <p>(3)~(4) (同左)</p>
<p>3 引落日、引落終了年月及び指定振替金額</p> <p>(1) 引落日は、毎月1回でお客様が指定する日とします。</p> <p>(2) 引落日が、日曜日、土曜日若しくは休日（1月2日、同月3日及び12月31日を含みます。次条において「日曜日等」といいます。）に当たる場合は、その前営業日を引落日として取り扱います。</p> <p>なお、引落日が暦にない月においては、当該月の末日を引落日として取り扱います。</p> <p>(3) 買付けに係る引落日の終了年月を、当行所定の方法によりあらかじめ指定することができます。</p> <p>(4) 引落日の指定振替金額は、毎回当行が定める金額以上で同額とし、1千円未満の端数を付けることはできません。</p> <p>(5) 指定振替金額は、毎年2回以内でお客様が指定する月において、前項の指定振替金額と異なる金額を指定することができます。ただし、当該金額は当行が定める金額以上とし、1千円未満の端数を付けることはできません。</p>	<p>3 買付申込日、買付終了年月及び指定振替金額</p> <p>(1) 買付申込日は、毎月1回でお客様が指定する日とします。</p> <p>(2) 買付申込日が、日曜日、土曜日若しくは休日（1月2日、同月3日及び12月31日を含みます。次条において「日曜日等」といいます。）に当たる場合は、その翌営業日を買付申込日として取り扱います。</p> <p>なお、買付申込日が暦にない月においては、当該月の末日を買付申込日として取り扱います。</p> <p>(3) 買付けの終了年月を、当行所定の方法によりあらかじめ指定することができます。</p> <p>(4) 指定振替金額は、毎回当行が定める金額以上で同額とし、1千円未満の端数を付けることはできません。</p> <p>(5) 前項にかかわらず、指定振替金額は、毎年2回以内でお客様が指定する月において、前項の指定振替金額より千円単位で増額することができます。</p>
<p>6 届出事項の変更</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 引落日及び指定振替金額の変更は、届出があった日から起算して4営業日を経過した日以降最初に到来する引落日（引落日を変更する場合は変更後の引落日とします。）から変更します。</p> <p>(3) 買付けに係る引落日の終了年月の変更は、届出があった日から起算して4営業日を経過した日以降最初に到来する引落日から変更します。</p>	<p>6 届出事項の変更</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 買付申込日、指定振替金額及び買付けの終了年月の変更は、届出があった日から起算して4営業日を経過した日以降最初に到来する買付申込日（買付申込日を変更する場合は変更後の買付申込日とします。）から変更します。</p> <p>(削除)</p>
<p>8 解約</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項の解約の申出は、引落日の4営業日前までに行ってください。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 次の一にでも該当する場合には、当行はいつでも投資信託自動積立契約を解約することができるものとします。</p> <p>① お客様が、決済口座又は投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第4項に定める振替決済口座を解約したとき。</p> <p>②~④ (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>8 解約</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 前項の解約の申出は、買付申込日の4営業日前までに行ってください。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 次の一にでも該当する場合には、当行はいつでも投資信託自動積立契約を解約することができるものとします。</p> <p>① お客様が、決済口座又は投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第6項に定める振替決済口座を解約したとき。</p> <p>②~④ (同左)</p> <p>(5) (同左)</p>
<p>11 規定の改定</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由</p>	<p>11 規定の改定</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由</p>

**投資信託規定（お取引約款）の新旧対照表
（2019年5月7日改定）**

改定前	改定後
<p>があると認められる場合には、改定内容を当行所定の<u>営業所及び当行所定の方法により公表した郵便局の窓口等</u>に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>があると認められる場合には、改定内容を当行所定の<u>ホームページ</u>に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。<u>また、法令の定めによりこの規定を変更できる場合には、当該法令に定める手続による変更も可能なものとします。</u></p> <p>(2) (同左)</p>
<p><u>附 則</u> <u>(実施期日)</u> <u>1 この改正規定は、平成25年9月2日から実施します。</u></p> <p><u>(経過措置)</u> <u>2 投資信託自動積立契約が平成25年5月2日以前に締結されたものである場合、第3条の適用にあたっては、当該契約の申込みに係る書類に記載された毎月買付申込日の前日を「引落日」とします。</u></p> <p>附 則 (実施期日) この改正規定は、<u>平成29年10月1日</u>から実施します。</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>附 則 (実施期日) <u>1 この改正規定は、2019年5月7日</u>から実施します。</p> <p><u>(経過措置)</u> <u>2 投資信託自動積立契約が2013年5月7日から2019年5月6日までに締結されたものである場合、第3条の適用にあたっては、当該契約の申込みに係る書類に記載された引落日の翌営業日を「買付申込日」とします。</u></p>

■**特定口座規定**

(下線の部分は改定箇所)

改定前	改定後
<p>2 特定口座の開設</p> <p>(1) 特定口座を開設しようとするときは、特定口座開設届出書（法第37条の11の3第3項第1号に規定するものをいいます。以下同じとします。）に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳（国債等振替口座規定第3条(国債等振替口座の開設等)第1項に定める通帳又は投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第1項に定める通帳をいいます。以下同じとします。）を添えて次の各号のいずれかに提出してください。</p> <p>① 投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第<u>4</u>項に定める投資信託口座（以下この①において同じとします。）を開設している場合又は投資信託口座と同時に特定口座を開設しようとする場合、投資信託総合取引規定第3条（取引営業所等）に定める取引営業所等（以下「取引営業所等」といいます。）。</p> <p>② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(3) (略)</u> <u>(4) (略)</u> <u>(5) (略)</u> <u>(6) (略)</u></p>	<p>2 特定口座の開設</p> <p>(1) 特定口座を開設しようとするときは、特定口座開設届出書（法第37条の11の3第3項第1号に規定するものをいいます。以下同じとします。）に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳（国債等振替口座規定第3条(国債等振替口座の開設等)第1項に定める通帳又は投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第1項に定める通帳をいいます。以下同じとします。）を添えて次の各号のいずれかに提出してください。</p> <p>① 投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第<u>6</u>項に定める投資信託口座（以下この①において同じとします。）を開設している場合又は投資信託口座と同時に特定口座を開設しようとする場合、投資信託総合取引規定第3条（取引営業所等）に定める取引営業所等（以下「取引営業所等」といいます。）。</p> <p>② (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p><u>(3) 特定口座の開設の届出は、前2項に定めるほか、当行が認めた場合は、当行所定のインターネット接続端末を用いた方法により行うことができます。この場合、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、インターネット接続端末の画面の操作手順に従って、必要事項を入力の上送信してください。ただし、投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第3項及び投資信託受益権振替決済口座管理規定第3条（振替決済口座の開設）第3項に定める取扱いと同時の申込みに限ります。</u></p> <p><u>(4) (同左)</u> <u>(5) (同左)</u> <u>(6) (同左)</u> <u>(7) (同左)</u></p>
<p>6 源泉徴収</p> <p>(1)~(2) (略)</p>	<p>6 源泉徴収</p> <p>(1)~(2) (同左)</p>

投資信託規定（お取引約款）の新旧対照表 （2019年5月7日改定）

改定前	改定後
<p>(3) 還付は、国債等規定第7条(元利金の支払)に定める国債等振替口座の加入者が指定する通常貯金又は投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第3項に定める決済口座への預入により行います。</p>	<p>(3) 還付は、国債等規定第7条(元利金の支払)に定める国債等振替口座の加入者が指定する通常貯金又は投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第5項に定める決済口座への預入により行います。</p>
<p>7 特定口座に受け入れる上場株式等の範囲</p> <p>当行は、お客さまの特定保管勘定に、次の各号に定める上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>① お客さまが特定口座開設届出書を提出した後に、当行で購入の申込みをされて取得した国債、地方債及び政府保証債（以下「国債等」といいます。）又は投資信託受益権で、その取得後直ちに特定口座に受け入れるもの（<u>国債等担保自動貸付けを利用するものを除きます。</u>）</p> <p>②～③（略）</p>	<p>7 特定口座に受け入れる上場株式等の範囲</p> <p>当行は、お客さまの特定保管勘定に、次の各号に定める上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>① お客さまが特定口座開設届出書を提出した後に、当行で購入の申込みをされて取得した国債、地方債及び政府保証債（以下「国債等」といいます。）又は投資信託受益権で、その取得後直ちに特定口座に受け入れるもの</p> <p>②～③（同左）</p>
<p>20 規定の改定</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を当行所定の<u>営業所及び当行所定の方法により公表した郵便局の窓口等</u>に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2)（略）</p>	<p>20 規定の改定</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を当行所定の<u>ホームページ</u>に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。<u>また、法令の定めによりこの規定を変更できる場合には、当該法令に定める手続による変更も可能なものとします。</u></p> <p>(2)（同左）</p>
<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>平成29年10月1日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2019年5月7日</u>から実施します。</p>

■投資信託非課税口座等規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定案
<p>2 非課税口座開設届出書等の提出等</p> <p>(1) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年において当行が定める期間に、取引営業所等（投資信託総合取引規定第3条（取引営業所等）に定める取引営業所等をいいます。以下同じとします。）に対して法第37条の14第5項第1号、第6項及び第24項に基づき非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書<u>及び住民票の写し等（住民票の写し等は2017年9月30日までに非課税適用確認書の交付申請手続を行う場合に限り）</u>、非課税適用確認書の交付申請書（既に当行に非課税口座を開設しており、2018年分以後の勘定設定期間（法第37条の14第5項第6号に規定する勘定設定期間をいいます。以下同じとします。）に係る非課税適用確認書の交付申請書を他の金融機関又は証券会社に提出していない場合に限り）又は非課税口座開設届出書及び非課税適用確認書、非課税口座廃止通知書若しくは勘定廃止通知書（既に当行に非課税口座を開設している場合には、非課税適用確認書、非課税口座廃止通知書又は勘定廃止通知書）を提出するとともに、取引営業所等に対して租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に規定する書類を提示して必要事項を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、非課税口座廃止通知書又は勘定廃止通知書については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」といいます。）又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、非課税口座廃止通知書が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた非課税適用確認書を併せて受領し、当行にて保管します。</p>	<p>2 非課税口座開設届出書等の提出等</p> <p>(1) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年において当行が定める期間に、取引営業所等（投資信託総合取引規定第3条（取引営業所等）に定める取引営業所等をいいます。以下同じとします。）に対して法第37条の14第5項第1号、第6項及び第24項に基づき非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書、非課税適用確認書の交付申請書（既に当行に非課税口座を開設しており、2018年分以後の勘定設定期間（法第37条の14第5項第6号に規定する勘定設定期間をいいます。以下同じとします。）に係る非課税適用確認書の交付申請書を他の金融機関又は証券会社に提出していない場合に限り）又は非課税口座開設届出書及び非課税適用確認書、非課税口座廃止通知書若しくは勘定廃止通知書（既に当行に非課税口座を開設している場合には、非課税適用確認書、非課税口座廃止通知書又は勘定廃止通知書）を提出するとともに、取引営業所等に対して租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に規定する書類を提示して必要事項を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、非課税口座廃止通知書又は勘定廃止通知書については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」といいます。）又は非課税管理勘定若しくは累積投資勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、非課税口座廃止通知書が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた非課税適用確認書を併せて受領し、当行にて保管します。</p>

**投資信託規定（お取引約款）の新旧対照表
（2019年5月7日改定）**

改定前	改定案
<p>(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p>	<p>(2) (同左)</p> <p><u>(3) 非課税口座の開設の届出は、前2項に定めるほか、当行が認めた場合は、当行所定のインターネット接続端末を用いた方法により行うことができます。この場合、インターネット経由で当行所定のホームページにアクセスし、インターネット接続端末の画面の操作手順に従って、必要事項を入力の上送信してください。</u></p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(6) (同左)</p> <p>(7) (同左)</p> <p>(8) (同左)</p> <p>(9) (同左)</p>
<p>9 非課税管理勘定終了時の取扱い</p> <p>(1) この規定に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了します（第2条第7項により廃止した非課税管理勘定を除きます。）。</p> <p>(2) 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。</p> <p>① お客さまから取引営業所等に対して第5条②の移管を行う旨その他必要事項を記載した非課税口座内上場株式等移管依頼書の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</p> <p>② <u>当行に特定口座を開設している</u>お客さまから取引営業所等に対して施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客さまが当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>③ (略)</p>	<p>9 非課税管理勘定終了時の取扱い</p> <p>(1) この規定に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了します（第2条第8項により廃止した非課税管理勘定を除きます。）。</p> <p>(2) 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。</p> <p>① お客さまから<u>非課税管理勘定の終了する年の当行が別に定める期限までに</u>取引営業所等に対して第5条②の移管を行う旨その他必要事項を記載した非課税口座内上場株式等移管依頼書の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</p> <p>② お客さまから<u>非課税管理勘定の終了する年の当行が別に定める期限までに</u>取引営業所等に対して施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客さまが当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>③ (同左)</p>
<p>9の2 累積投資勘定終了時の取扱い</p> <p>(1) この規定に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了します（第2条第7項により廃止した累積投資勘定を除きます。）。</p> <p>(2) 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。</p> <p>① <u>当行に特定口座を開設している</u>お客さまから取引営業所等に対して施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客さまが当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>② (略)</p>	<p>9の2 累積投資勘定終了時の取扱い</p> <p>(1) この規定に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了します（第2条第8項により廃止した累積投資勘定を除きます。）。</p> <p>(2) 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。</p> <p>① お客さまから<u>累積投資勘定の終了する年の当行が別に定める期限までに</u>取引営業所等に対して施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客さまが当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>② (同左)</p>
<p>12 非課税上場株式等管理契約及び非課税累積投資契約の解除</p> <p>(1) 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日に第1条第1項に定める非課税上場株式等管理契約及び非課税累積投資契約は解除されます。</p> <p>①～④ (略)</p> <p><u>⑤ お客さまがこの規定の変更に同意されないとき</u> 当行所定の日</p> <p><u>⑥</u> 投資信託口座（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第4項に定める投資信託口座をいいます。第37条において同じとします。）に係る契約が解約されたとき 当行所定の日</p> <p><u>⑦</u> (略)</p>	<p>12 非課税上場株式等管理契約及び非課税累積投資契約の解除</p> <p>(1) 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日に第1条第1項に定める非課税上場株式等管理契約及び非課税累積投資契約は解除されます。</p> <p>①～④ (同左)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>⑤</u> 投資信託口座（投資信託総合取引規定第6条（取引開始の手続）第6項に定める投資信託口座をいいます。第37条において同じとします。）に係る契約が解約されたとき 当行所定の日</p> <p><u>⑥</u> (同左)</p>

**投資信託規定（お取引約款）の新旧対照表
（2019年5月7日改定）**

改定前	改定案
<p>(2) 前項⑤、⑥及び⑦の場合には、当行所定の日にお客さまから非課税口座廃止届出書の提出があったものとみなします。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(2) 前項⑤及び⑥の場合には、当行所定の日にお客さまから非課税口座廃止届出書の提出があったものとみなします。</p> <p>(3) (同左)</p>
<p>18 課税未成年者口座等への移管</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項①Aに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項①B及び前項②に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより行うこととします。</p> <p>① 未成年のお客さまが当行に特定口座（前項①Aの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）を開設して<u>おり、未成年のお客さまから取引営業所等に対して施行令第25条の10の2第14項第27号イに規定する書類の提出があった場合</u> <u>特定</u>口座への移管</p> <p>② 前号に掲げる場合以外の場合 <u>一般</u>口座への移管</p>	<p>18 課税未成年者口座等への移管</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 前項①Aに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項①B及び前項②に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより行うこととします。</p> <p>① <u>未成年のお客さまが施行令第25条の13の8第5項第2号、第6項第2号若しくは第7項において準用する同号に規定する書面を5年経過日の属する年の当行が別に定める期限までに提出した場合又は未成年のお客さまが当行に特定口座（前項①Aの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。以下この項②において同じとします。）を開設していない場合</u> <u>一般</u>口座への移管</p> <p>② 前号に掲げる場合以外の場合 <u>特定</u>口座への移管</p>
<p>37 未成年者口座管理契約及び課税未成年者口座管理契約の解除</p> <p>(1) 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に未成年者口座管理契約及び課税未成年者口座管理契約は解除されます。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>未成年のお客さまがこの規定の変更に同意されないとき</u> <u>当行所定の日</u></p> <p>⑦ 投資信託口座に係る契約が解約されたとき 当行所定の日</p> <p>⑧ やむを得ない事由により当行が解約を申し出たとき 当行所定の日</p> <p>(2) 前項⑥、⑦及び⑧の場合には、当行所定の日に未成年のお客さまから未成年者口座廃止届出書の提出があったものとみなします。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>37 未成年者口座管理契約及び課税未成年者口座管理契約の解除</p> <p>(1) 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に未成年者口座管理契約及び課税未成年者口座管理契約は解除されます。</p> <p>①～⑤ (同左)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>⑥ 投資信託口座に係る契約が解約されたとき 当行所定の日</p> <p>⑦ やむを得ない事由により当行が解約を申し出たとき 当行所定の日</p> <p>(2) 前項⑥及び⑦の場合には、当行所定の日に未成年のお客さまから未成年者口座廃止届出書の提出があったものとみなします。</p> <p>(3) (同左)</p>
<p>40 規定の改定</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を当行所定の<u>営業所及び当行所定の方法により公表した郵便局の窓口等</u>に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>40 規定の改定</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を当行所定の<u>ホームページ</u>に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。<u>また、法令の定めによりこの規定を変更できる場合には、当該法令に定める手続による変更も可能なものとします。</u></p> <p>(2) (同左)</p>
<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>2018年10月1日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>(実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>2019年5月7日</u>から実施します。</p>

以 上